

うるま市測量、建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格設定要綱（平成27年うるま市告示第110号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 最低制限基準価格 業務委託における最低制限価格の算出の基礎になるものをいい、税抜価格とする。</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p>（予定価格調書の作成）</p> <p>第4条 この告示に基づき最低制限価格（税抜）を設定するときは、<u>あらかじめ次条により算出した最低制限基準価格を、決裁権者が予定価格調書（様式第1号）に記名押印した上で、封書しなければならない。</u></p> <p>（業務委託における最低制限基準価格（税抜）の算出方法）</p> <p>第5条 この告示における<u>最低制限基準価格（税抜）の算出方法は、別表第1業種区分の項に掲げる業務ごとに、予定価格（税抜）の算出の基礎となった①から④までの欄に掲げる額の合計額とする。ただし、その合計額が予定価格（税抜）の10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の<u>最低制限基準価格（税抜）の算出</u>において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p><u>（最低制限価格（税抜）の設定方法）</u></p> <p>第6条 <u>最低制限価格（税抜）の設定方法は、前条で算出した最低制限基準価格をもとに、別表第2で定める算定式（以下「算定式」という。）で算出した11通りの額を最低制限価格（税抜）として定める。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、最低制限価格（税抜）を算出する場合において、1円未満の端数があるとき</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>※新設</p> <p><u>（3） （略）</u></p> <p>（予定価格調書の作成）</p> <p>第4条 この告示に基づき最低制限価格（税抜）を設定するときは、<u>決裁権者が予定価格調書（別記様式）</u> _____ に記名押印した上で、封書しなければならない。</p> <p>（業務委託における最低制限価格（税抜）の算出方法）</p> <p>第5条 この告示における<u>最低制限価格</u>（税抜）の算定方法は、<u>別表</u> 業種区分の項に掲げる業務ごとに、予定価格（税抜）の算出の基礎となった①から④までの欄に掲げる額の合計額とする。ただし、その合計額が予定価格（税抜）の10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の<u>最低制限価格</u>（税抜）の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>※新設</p>

は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(最低制限価格(税抜)の決定)

第7条 前条で設定した最低制限価格(税抜)を入札参加者のうちから、あらかじめ抽選で選出された者が開札前にくじを引き、算定式の表の番号と同一であるものを最低制限価格(税抜)として決定する。この場合において、決定された最低制限価格(税抜)は、決裁権者が決定した最低制限価格(税抜)とする。

(最低制限価格調書の作成)

第8条 入札執行者は、入札後速やかに最低制限価格調書(様式第2号)を作成し、署名押印するものとする。

(最低制限基準価格及び最低制限価格の公表)

第9条 入札執行者は、落札者の決定後、前条の最低制限価格調書により最低制限基準価格及び最低制限価格を公表するものとする。

(補則)

第10条 (略)

別表(第5条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第6条関係)

【別記2 参照】

※削除

様式第1号(第4号関係)

【様式第1号 参照】

様式第2号(第8号関係)

【様式第2号 参照】

※新設

※新設

(最低制限価格_____の公表)

第6条 入札執行者は、落札者の決定後、最低制限価格_____を公表するものとする。

(補則)

第7条 (略)

別表(第5条関係)

【別記1 参照】

※新設

別記様式(第4条関係)

※新設

※新設

【別記1】

改正後（案）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務（磁気探査を含む。）	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
建設関連維持管理業務	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

現行

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に1	一般管理費等の額に1

業務（土木関係）			0分の9を乗じて得た額	0分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務（磁気探査を含む。）	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
建設関連維持管理業務	直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

【別記2】

改正後（案）

番号	最低制限価格（税抜）の算定式
1	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.00%))
2	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.10%))
3	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.20%))
4	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.30%))
5	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.40%))
6	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.50%))
7	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.60%))
8	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.70%))
9	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.80%))
10	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (0.90%))
11	最低制限基準価格 - (最低制限基準価格 × (1.00%))